

県民の皆様へ

平成29年1月14日（土）に山県市の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

この場合、鶏や鶏卵の出荷制限等の措置が迅速に行われます。

県民の皆様におかれましては、正確な情報に基づいた冷静な対応をお願いします。

- 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

- 死んだ鳥は素手で触らないようにお願いします。これは、鳥が保有しているウイルスや細菌、寄生虫からご自身の身を守るためです。

- 飼育している鳥が野鳥などと接触しないように気を付けて頂き、飲み水や餌についても野鳥の糞などで汚染されないよう清潔に管理をして下さい。

- 無意識のうちにウイルスなどの病原体を運ぶことを予防するため、許可無く家畜がいる農場に立ち入ったり、家畜に触れたりしないで下さい。

【問い合わせ先】

岐阜県農政部畜産課衛生防疫係 （直通）058-272-8446